サロン　業務委託契約書

○○（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、以下の業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

　①　甲が運営する美容院における美容業務及び接客業務

　②　①に付随する業務

　③　その他、個別契約で別途定めた業務

2　本件業務の内容、実施方法、シフトなどの詳細は、甲乙協議のうえ決定したものを別紙にて作成するものとする。

3　乙は美容師としての責任と注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約はさらに〇年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は乙に対し、本件業務委託料を、甲の定める別紙「報酬算定基準」に基づき支払う。支払は、毎月末締め当月分の委託料を、翌月○日に、甲が乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

2　本件業務に関し、交通費その他乙が負担した費用については、甲は、乙からの請求書に基づき、当月分を第1項の支払いと合わせて支払う。

3　経済事情変動等により業務委託報酬が不相当と判断する場合、甲乙は協議の上これを改定する。ただし原則として減額は行わない。

第４条

乙は、本件業務に関して得られた個人情報につき、厳正に管理し、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

3　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第５条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならない。

第６条

乙は、本契約終了後◯年間は、甲の事前の書面による承諾なしに、乙の最終業務地の半径◯km以内の地域において、甲と同様の美容業を経営・営業、または経営・営業への関与を行ってはならない。

第７条

乙が、災害や事故など業務委託の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、乙は速やかに甲及び相手方へ連絡するとともに、その解決処理にあたるものとする。

2　本件業務の履行において、乙の故意または過失により甲または第三者が損害を被った場合は、乙はその損害を賠償する責を負う。ただし、乙の責めに帰することができない事由がある場合には、この限りでない。

第８条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

①　自らまたは自らの従業員または執行役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

②　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第９条

甲及び乙は本契約期間中であっても、◯◯日前の予告期間をもって本契約を解約することができる。

2　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第１０条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１１条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印